十四　償還期限　平成三十三年十月十五日
十五　償還金額　額面金額百円につき百円
十六　払込期日　平成二十三年十月十七日
十七　払込場所　日本銀行の本店又は支店
十八　の中途換取扱い金　中途換金の買取りは、平成二十四年十月十五日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

㈠　平成二十四年十月十五日から平成二十五年四月十五日前までの間の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額×$\frac{80}{100}$＋その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額×$\frac{80}{100}$－受入経過利子に相当する金額）

なお、受入経過利子に相当する金額は、次の算式により算出し、その算出結果に円未満の端数が生じた場合には切捨てとし、一円に満たない場合には一円とする。ただし、受入経過利子に相当する金額は、個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十二項に規定する受入経過利子が発生しない銘柄については零とする（次号において同じ。）。

額面金額×$\frac{0.72}{100}$×$\frac{\text{初期利子支払期の6ヵ月前の日から発行日までの日数}}{365}$

㈡　平成二十五年四月十五日以後の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額×$\frac{80}{100}$＋その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額×$\frac{80}{100}$）

十九　の中途換金特例換金　前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区とする。）の区域において、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、平成二十四年十月十五日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

㈠　平成二十四年四月十五日から平成二十四年十月十五日前までの間の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（初期利子に相当する金額×$\frac{80}{100}$＋経過利子に相当する金額－受入経過利子に相当する金額）

㈡　平成二十四年四月十五日前の場合

額面金額＋経過利子に相当する金額－（経過利子に相当する金額－受入経過利子に相当する金額）

二十　払元場所　日本銀行

公告

諮事項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第８７号
福岡県大川市大字新田1023番地４
債務者　池松　康浩
1　決定年月日時　平成23年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで　福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第７７９号
北九州市小倉北区片野４丁目１番１―702号
債務者　渡邉　裕義
1　決定年月日時　平成23年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第８１０号
北九州市門司区稲積１丁目４番７―201号
債務者　田代　文惠
1　決定年月日時　平成23年10月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１９５号
宮崎市神宮東３丁目８番53号　ライブタウン神宮Ａ－１号
債務者　川口　美和（旧姓真田）
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４０１号
宮崎市清武町今泉甲3667番地49
債務者　島田　正文
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４０２号
宮崎市清武町今泉甲3667番地49
債務者　島田　道子
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９４号
宮崎県小林市細野3268番地
債務者　小園百合子
1　決定年月日時　平成23年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第４１２号
盛岡市南仙北１丁目20番14号
債務者　中村　洋子
1　決定年月日時　平成23年10月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで　盛岡地方裁判所第２民事部